

瀬戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月23日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第10号

瀬戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

瀬戸市国民健康保険条例（昭和36年瀬戸市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(出産育児一時金) <p>第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>48万8千円</u>を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書の規定に準じて、市長が必要と認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を限度として加算するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当するときは、同項に規定する出産育児一時金の額を<u>50万円</u>とする。ただし、当該出産が死産又は流産であるときを除く。</p> <p>(1) 被保険者が第1子を出産した場合又は被保険者が当該被保険者の配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）の子を初めて出産した場合</p> <p>(2) 被保険者が出産の日まで引き続き1年以上被保険者の資格を有している場合又は被保険者が出産の日まで引き続き6月以上被保険者</p>	(出産育児一時金) <p>第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8千円</u>を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書の規定に準じて、市長が必要と認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を限度として加算するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当するときは、同項に規定する出産育児一時金の額を<u>50万円</u>とする。ただし、当該出産が死産又は流産であるときを除く。</p> <p>(1) 被保険者が第1子を出産した場合又は被保険者が当該被保険者の配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）の子を初めて出産した場合</p> <p>(2) 被保険者が出産の日まで引き続き1年以上被保険者の資格を有している場合又は被保険者が出産の日まで引き続き6月以上被保険者</p>

	<p><u>の資格を有し、かつ、当該被保険者の配偶者が当該被保険者の出産の日まで引き続き1年以上被保険者の資格を有している場合</u></p>
2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。	<p>3 前2項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p>
(後期高齢者支援金等賦課限度額)	(後期高齢者支援金等賦課限度額)
第11条の6の12 第11条の6の3又は第11条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第11条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第14条及び第16条第1項において同じ。）は、 <u>22万円</u> を超えることができない。	第11条の6の12 第11条の6の3又は第11条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第11条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第14条及び第16条第1項において同じ。）は、 <u>20万円</u> を超えることができない。
(普通徴収に係る保険料の納期)	(普通徴収に係る保険料の納期)
第13条 <省略>	第13条 <省略>
2 <省略>	2 <省略>
3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又は当該分割金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、全て最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。	
(低所得者の保険料の減額)	(低所得者の保険料の減額)
第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第8条又は第11条の2の基礎賦課額から、そ	第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第8条又は第11条の2の基礎賦課額から、そ

それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1) <省略>

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に29万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア及びイ <省略>

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に53万5千円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被

それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1) <省略>

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に28万5千円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア及びイ <省略>

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に52万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険

<p>保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p>	<p>ア及びイ <省略></p>	<p>2 <省略></p>	<p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第8条又は第11条の2」とあるのは「第11条の6の3又は第11条の6の7」と、「65万円」とあるのは「<u>22万円</u>」と、第2項中「第11条」とあるのは「第11条の6の6」と読み替えるものとする。</p>	<p>4 <省略></p>	<p>(特例対象被保険者等に係る届出)</p>	<p>第21条の3 <省略></p>	<p>2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。</p>
<p>者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p>	<p>ア及びイ <省略></p>	<p>2 <省略></p>	<p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第8条又は第11条の2」とあるのは「第11条の6の3又は第11条の6の7」と、「65万円」とあるのは「<u>20万円</u>」と、第2項中「第11条」とあるのは「第11条の6の6」と読み替えるものとする。</p>	<p>4 <省略></p>	<p>(特例対象被保険者等に係る届出)</p>	<p>第21条の3 <省略></p>	<p>2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。</p>

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第21条の3の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第4条の規定は、この条例の施行の日以後の被保険者の出産から適用し、同日前の被保険者の出産については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第11条の6の12及び第16条の規定は、令和5年度分の保険料から適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。